



マイバック推進レジ袋有料化に向けた取り組み

市では、スーパーマーケットなどで提供されるレジ袋を断り、マイバックで持ち帰ることでゴミの減量を図り、地球温暖化防止の取り組みをはじめます。大型スーパーや市民団体、行政が一体となって7月1日を目標に推進しますので、皆様のご協力をお願いします。



伊賀市役所地球温暖化対策実行計画の策定について

市では、「京都議定書」の発効を受けて地球温暖化防止のために、市役所内の活動で二酸化炭素を削減することを目的に「伊賀市役所地球温暖化対策実行計画書」を策定しました。平成18(2006)年度を基準とし、2008年度から2012年度までの5年間で二酸化炭素の総排出量を5%削減する計画です。詳細については、市ホームページをご覧ください。



不法投棄の撲滅を目指して！

5月30日はごみゼロの日、6月5日は環境の日です。全国各地でさまざまなイベントを実施しますが、市では5月30日から6月5日の1週間を不法投棄監視ウィークとし、不法投棄禁止啓発活動や街頭宣伝活動を実施し、不法投棄の禁止を呼びかけていきます。市民一人ひとりが不法投棄を撲滅するよう皆様のご協力をお願いします。

【問い合わせ】 本庁環境政策課 ☎ 22-9637

浄化槽を設置している皆さんへ

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を処理する施設で、浄化槽法で次のことが義務付けられています。

- ①保守点検（浄化槽の機能が良好な状態で維持されるよう、年3～4回実施）
- ②清掃（槽内にたまった汚泥の引出し、機器類の洗浄、清掃を行う作業で、年1回以上の実施）
- ③法定検査[11条検査]（浄化槽が正常に機能しているか総合的に判断する検査で、年1回の受検）

※法定検査[11条検査]は、県知事の指定を受けた(社)三重県水質保全協会が実施（検査の予定は下表のとおり）同協会から各家庭へ案内をお送りします。

*下水道や農業集落排水などの供用開始で浄化槽を廃止していても、法定検査の案内が届く場合は、同協会まで連絡をお願いします。

*浄化槽を廃止される場合は、浄化槽廃止届の提出が必要です。（本庁下水道課または、各支所産業建設課へ提出してください）

【法定検査(11条検査)実施予定表】

支所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
上野												
伊賀												
島ヶ原												
阿山												
大山田												
青山												

【問い合わせ】 本庁下水道課 ☎ 22-9821 (社)三重県水質保全協会検査部 ☎ 059-226-0010